

問 1

1

2

3

4

5

問 2

1

2

問 3

1

イ	
---	--

2

3

4

5 (1)

(2)

--

(3)

1 (1)

(2)

(a)		(b)		(c)	
-----	--	-----	--	-----	--

(3)

記号	具 体 的 な 販 売 の 時 点
ア	
イ	
ウ	

(4)

収益認識基準	
--------	--

認められていた理由

2

3 (1)

(2)

問 1

1

①		②	
---	--	---	--

2

適正な期間損益計算の意味	

収益の認識	
-------	--

3

4

--

5

事業投資	解放時点		
	評価		
金融投資	解放時点		
	評価		

6

問 2

1

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

2

--

3

--

4

--

問 1

1
の原則

2

①

②

③

④

3

4

問 2

1 (1)

(2)

(3)

2

問 1

1

2

3

4

貸借対照表価額の側面

損益計算への影響の側面

問 2

イ		ロ	
---	--	---	--

問 3

1

2

問 1

1

2

問 2

1

2

問 3

1

2

3

名称

定義

問 1

1

2

問 2

1

2

3

4

問 1

1

(イ)		(ロ)	
(ハ)		(ニ)	

2

問 2

1

(イ)		(ロ)	
-----	--	-----	--

2

3

問 3

問 4 通常の販売目的で保有する棚卸資産

 トレーディング目的で保有する棚卸資産

1

事例 1	万円	事例 2	万円	事例 3	万円	事例 4	万円
------	----	------	----	------	----	------	----

2

3

4

5

1

2

3(1)

(2)

4

基 準	減価償却方法

5(1)

--

(2)

問 1

1

①		②	
---	--	---	--

2

3

問 2

1

2

3

問 3

1

①		②		③	
④		⑤		⑥	
⑦					

2

--

3

1

2

3

4

5

6

問 1

1

.
.
.
.

2

--	--	--

問 2

1

共通点（設定目的）

相違点（表示を含む）

2

3

問 3

1 (1)

--

(2)

問 1

1

2

3

4 (1)

(2)

問 2

1

2

3

1

	内 容	分 類
払込資本		
留保利益		

2

3

4 区分することの効果

株主資本と区別される理由

1

①		②		③		④	
---	--	---	--	---	--	---	--

2(1)

(2)

① 売掛金

② 商 品

③ 負債性引当金

3(1)

資 産	
負 債	

(2)

① リース資産

② 繰延税金負債

1 (1)

A		B		C		D	
---	--	---	--	---	--	---	--

(2)① 費用を認識すべきとする見解

② 費用を認識すべきでないとする見解

(3)

2

(1)

(2)

3

1

①		②		③	
④		⑤			

2

3(1) 繰延法

資産負債法

(2) 適用される税率

差異発生年度の税率	差異解消年度の税率
-----------	-----------

過年度の繰延税金資産又は繰延税金負債の再計算

再計算を実施する	再計算を実施しない
----------	-----------

(3)

4 ① 必要条件

② 判断基準の要素

問 1

1

イ		ロ		ハ		ニ	
---	--	---	--	---	--	---	--

2

3

問 2

1

A		B	
---	--	---	--

2

問 3

1

独立処理

振当処理

2

問題21

企業結合会計・事業分離会計

評点

/ 25

問 1

1

①		②		③	
④		⑤			

2(1) 被取得企業の取得原価

--

理由

(2)

(3)

(4)

問 2

損益を認識するもの		損益を認識しないもの	
-----------	--	------------	--

①及び③の会計処理の考え方

1

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

2

3

(A)	
(B)	

4 (1)

--

(2)

5

--

6 (1)

--

(2)

問 1

1

2

問 2

1

2

(1)

売買目的有価証券	
その他有価証券	

(2)

--

3

(1)

(2)

4

1

2

①		②		③	
④		⑤		⑥	

3

現金に該当するもの		現金同等物に該当するもの	
いずれにも該当しないもの			

Bの理由

Cの理由

4 (1)

(2)

(3)

問 1

1

--

2 有用性の観点

--

信託性の観点

--

3(1)

.
.

(2)

記号

--

理由

--

問 2

1

--

2

3(1)

(2)

1

①		②	
---	--	---	--

2

--

3

4 (1)

--

(2)

(3)

--

(4)

5

(1)

(2)
